

—学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう—
危機対応マニュアル～家庭での対応～R6.9版 富士宮第二中学校

1 台風等により富士宮市に暴風（雪）警報・大雨特別警報が出された時
 〈登校前〉 ※NHKの報道を参照

- 6:30の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
 - 12:00(正午)以前に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
 - 12:00(正午)の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)

- 〈在校中〉
- 午前中は原則として学校にとどめる。
 - 16:00を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。

- 「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
- その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が、通常と比べ高まったと評価された場合、気象庁から発表される情報です。

南海トラフ地震臨時情報				地震発生	
発表	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない生徒は留め置き ・在宅中は休校 保護者の管理下での行動	□原則として平常の活動を継続	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童生徒は留め置き ・在宅中は休校 保護者の管理下での行動
留意点	<p>★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。</p> <p>○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。</p>				

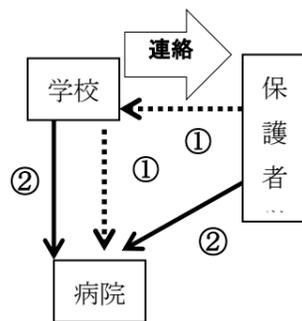
○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。

○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。

○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。

3 学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



- 医療機関を決める。 ※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
- 保険証を持つ。
- 急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
- 急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。学校が医療機関へ搬送する。(②実線) (救急車を要請する場合もある。)
- 受診後、結果を学校に報告する。



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校(担任)から連絡が入る。(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、③の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- * 登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

富士宮警察署 23-0110
 富士宮駅前交番 27-2308

富士宮市立富士宮第二中学校
 電話 27-7369 FAX 22-1538

5 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を!

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
* 安全確保 ※下校が危険な時や子供に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	□ 大声で助けを求め、近くの家に避難、警察23-0110へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況) □ 学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	* 一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
* 学校から連絡がある。 * 学校へ迎えに行く。 * 医療機関で受診する。	* 発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。
<p>□ 診断結果を学校へ報告する。</p> <p>※インフルエンザの場合 (市内の医療機関のみ) 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。発症日からの「体温記録表」を作成する。発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し登校時に提出する。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、検査キットで陽性判定だった場合 学校に状況を報告する。「出席停止解除にかかる証明書第15様式の4」を学校から受け取るか、ホームページからダウンロードし、発症日からの体温表を作成する。発症後5日かつ症状軽快後1日経ったら、証明書を持参して登校する。</p> <p>※その他の感染性疾患の場合<これまでどおり> 「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。医師から出席停止解除の指示を受けたら証明書を持って登校する。</p>	

6 交通事故の発生した時

- 保護者は現場に急行する。
- * 状況に応じて救急車要請・応急処置
- * 警察(学校)へ連絡
- * けが人に同行
- ※ 学校職員による現場確認に協力してください。(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)



9 富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- * 状況により、下校、または引き渡しを行う。
- 第2次・3次避難対象エリアの地区は、別紙「富士山噴火の時」により避難する。

10 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。(屋外にいる場合) できる限り頑丈な建物や地下に避難する。(建物がない場合) 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。(屋内にいる場合) 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 停電が発生している場合

- 原則として休校
- 在校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。